

# 第1章 計画の策定にあたって

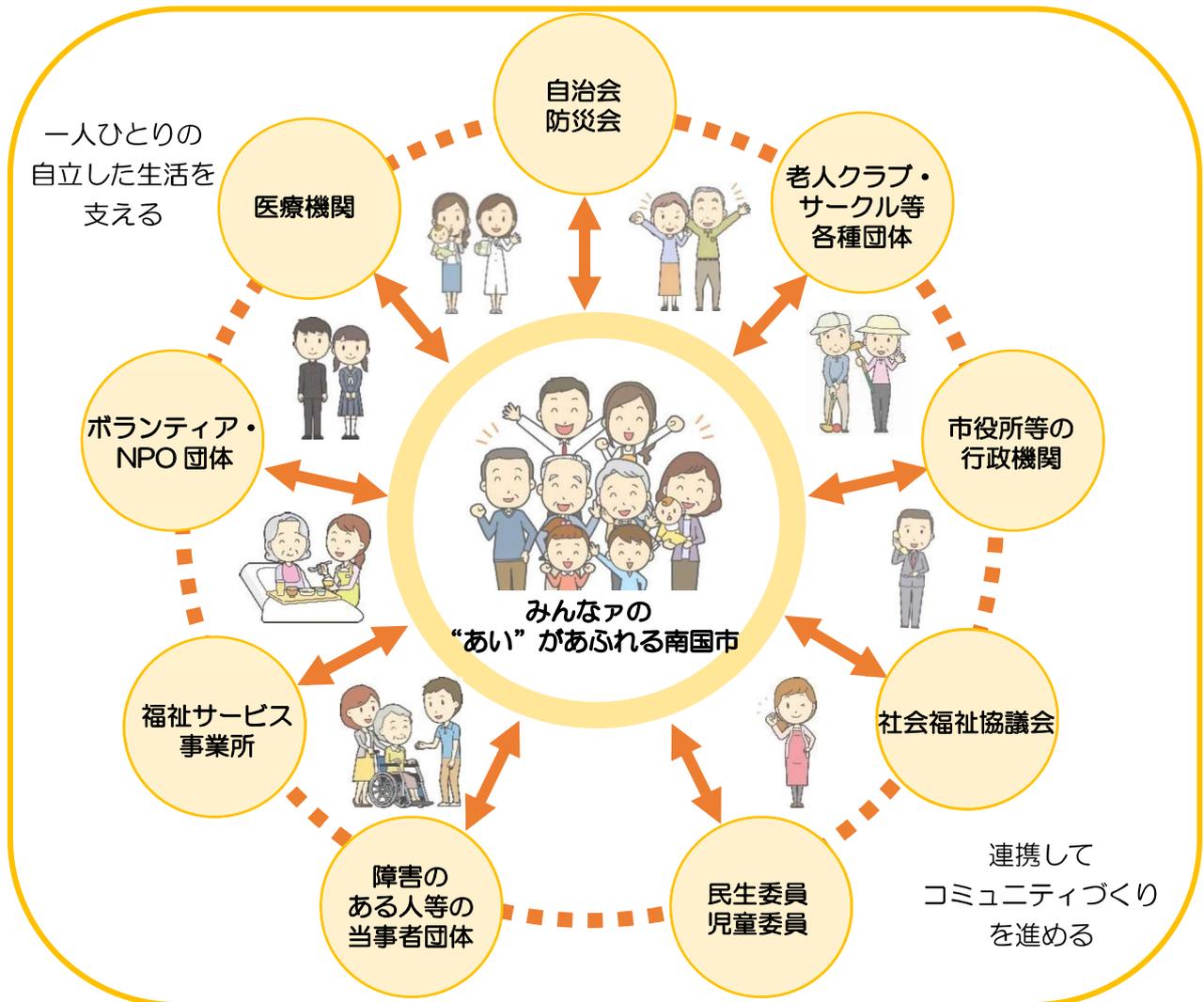
## 第1節 地域福祉の意義

### 1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、様々な生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して課題解決に取り組むことです。

個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなアが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

#### ■地域福祉のイメージ



## 2. 地域福祉を進めるうえで大切なこと

地域福祉を進めるうえでは、身近な地域でのあいさつや地区の行事へ参加することなどを通して、人と人の顔の見えるつながりをつくり、地域を支え合う人間関係を構築することが大切です。人間関係ができ、地域がまとまれば、これまで把握していた生活課題だけでなく、今まで見えてこなかった課題についても発見することができるようになります。

そして、発見された課題や多様化・複雑化した課題については、ひとりで抱え込むことなく、地域全体で共有し、地域住民に加え、自治会や消防団、地域で活動する団体、関係機関、社会福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる 것이重要です。

## 3. 自助・近助・共助・公助と地域福祉

計画を推進していくためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「近助」が必要不可欠であり、「自助」「近助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決のしくみをつくるのが大切です。

### ■ 「自助」「近助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図

地域住民と行政の相互協力（協働）の領域

区分	自助（自分）	近助（家族・隣近所）	共助（地域）	公助（行政）
考え方	自発的に生活課題を解決する力	身近な人間関係の中での自発的な助け合い・支え合い	地域で暮らす人・活動団体・行政等の協働による、制度化された組織的な助け合い・支え合い	自助・近助・共助でも支えることができない課題に対する最終的な制度
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断受診</li> <li>介護予防活動</li> <li>生きがいづくり</li> <li>あいさつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民組織の活動（自治会活動等）</li> <li>ボランティア活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会、活動団体等による支援</li> <li>地域包括ケアシステム</li> <li>社会保険制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な制度によるサービスの提供</li> <li>生活保護</li> </ul>
費用負担による区分	自分（市場サービスの購入）	費用負担は制度的に裏づけられていない自発的なもの	医療、年金、介護保険等、被保険者の相互の負担	税による公の負担

## Topic

### 南国市独自の「近助」の考え方について

地域福祉においては、現在「自助」「互助」「共助」「公助」による推進という考え方が主流となっていますが、南国市では「互助」について、より隣近所でお互いに助け合うことを強調するため、「近助」としています。

## 第2節 計画策定の背景

### 1. 地域共生社会の実現

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。「地域共生社会」とは、高齢者や障害のある人、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともにつくり、高め合う社会のことをいいます。

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。



## ■地域共生社会の実現に向けた国の動向

### 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 ◇平成27年9月

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、全ての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示す。

### 「ニッポン一億総活躍プラン」 ◇平成28年6月閣議決定

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障害のある人など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。

### 地域力強化検討会 最終とりまとめ ◇平成29年9月

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉（支援）計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示。

### 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ◇令和元年12月

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示。

### 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

◇令和2年6月成立、公布、一部を除き令和3年4月施行

地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業<sup>※</sup>の創設等について規定。

※ 市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談事を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にした事業。

## 2. 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障害のある人、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

## 3. 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

わが国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、国は平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

## 4. 様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人とが距離をとり、接触する機会を減らすことが求められました。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさず、また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

## 5. 地域福祉計画策定の目的

南国市（以下、「本市」）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、南国市社会福祉協議会と連携し、平成29年3月に「みんなアで進める“なんこく地域福祉プラン”～第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画～」（以下、「前回計画」）を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などが主体的に福祉へ取り組んでいけるように施策を進めてきました。

このたび、令和3年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「みんなアの“あい”があふれる南国市～あいさつから であい ふれあい 支えあい～」の実現を目指すとともに、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のため「第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」）を策定することとします。

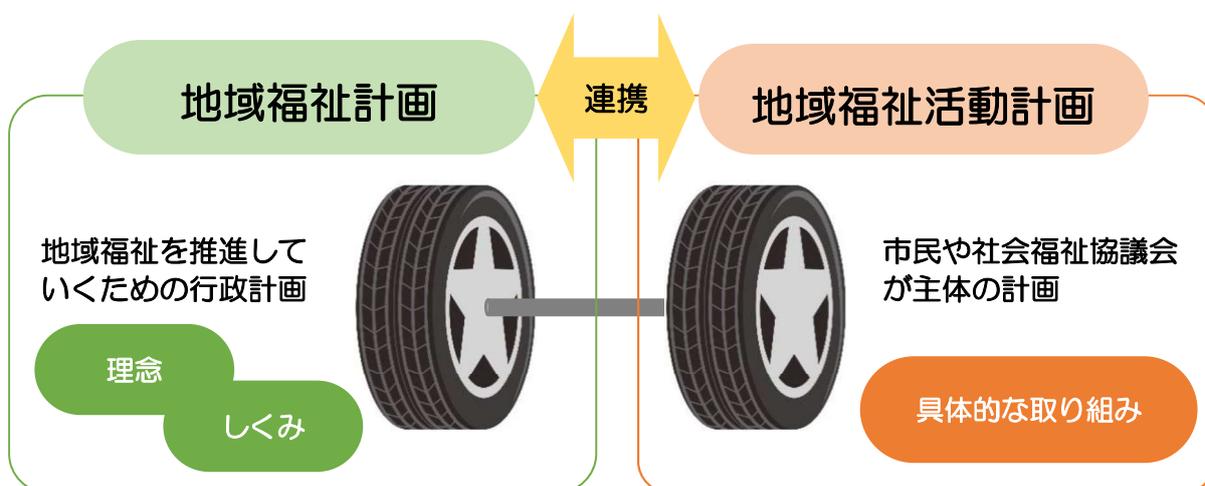
また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

## 第3節 計画の位置づけ

### 1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

地域福祉推進のための理念やしきみをつくる「地域福祉計画」と、それを実行していくための具体的な取り組みを示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、市や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア団体、事業所など地域に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

本市では、社会福祉の理念と具体的な取り組みを整理し、より実践的な福祉活動へとつなげるために、前回計画から「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画を一体的に策定しています。



## 2. 法的根拠

### ■地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、計画的に整備していくことを内容とするものです。

#### 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### ■成年後見制度利用促進計画

成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

#### 成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## ■地方再犯防止推進計画

地方再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく計画であり、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

### 再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

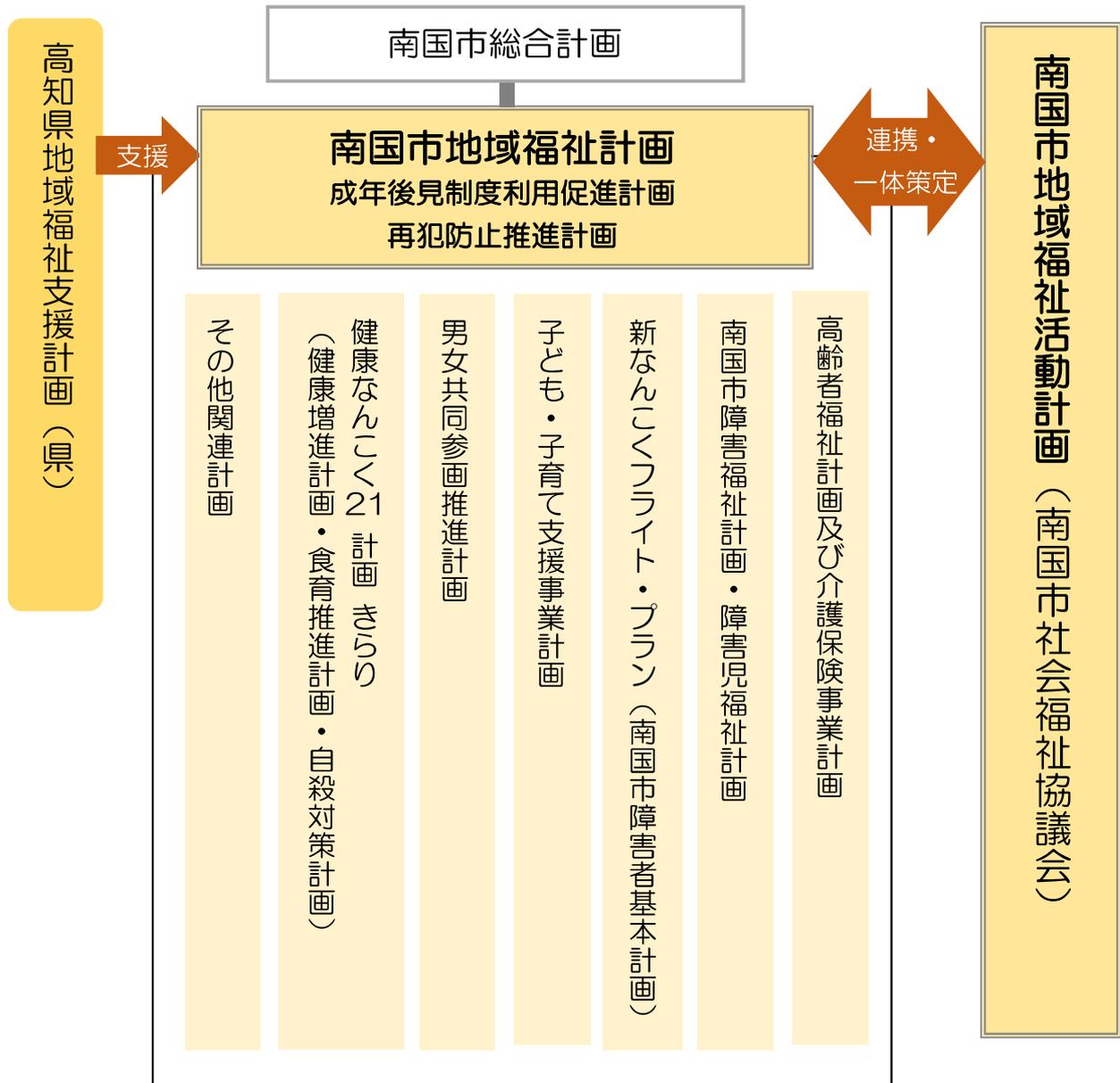
（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 3. 関連計画との整合性

本市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確に示すものです。



## 第4節 計画の期間

計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5か年の計画とします。また、必要に応じて随時計画の見直しを行うこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
県	第3期高知県地域福祉支援計画※4か年			(次期計画)			▶			
本市	見直し	第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画※5か年								

## 第5節 計画の策定体制

本計画は、市民アンケート調査や、福祉関係団体アンケート調査、パブリックコメント等を実施し、市民や活動者の意見を広く聴収するとともに、『南国市地域福祉計画策定委員会』において協議・検討を重ね、策定しました。

### ■市民参画の状況

区分	概要
市民アンケート（一般）	市内在住の18～19歳（平成27年度に中学2年生だった方）492人と20～64歳の市民から無作為抽出した3,000人に対し、地域の現状や生活課題、福祉に対する意識や要望を調査・把握しました。
市民アンケート（中学生）	市内4校の中学校2年生全員を対象に、これからの本市を担う世代の、本市に対する愛着度や福祉に対する意識を調査・把握しました。
福祉関係団体アンケート	市内の地域福祉に関連する26団体に対し、福祉関係団体アンケートによる意識調査を実施しました。
パブリックコメント	令和4年2月10日（木）～3月3日（木）の期間、計画の素案を市ホームページ等で公表し、意見を募集しました。